

新型コロナウイルス感染症対策に関する各種施策に係る予算の執行状況等について

1 検査の背景

(1) 新型コロナウイルス感染症に対する政府の対応状況の概要

新型コロナウイルス感染症対策本部(以下「政府対策本部」)は、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づいた緊急事態宣言の発出等により、感染拡大の防止を図る一方、令和2年2月13日に「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策」(以下「緊急対応策第1弾」)、3月10日に「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策－第2弾－」(以下「緊急対応策第2弾」)、3月18日に「生活不安に対応するための緊急措置」(以下「緊急措置」)をそれぞれ決定している。また、4月7日には「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」(4月20日に一部変更。以下「緊急経済対策」)、12月8日には「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策」(以下「2年総合経済対策」)を閣議決定している(対応策、対策等を合わせて「5対策」)。

各府省等は、5対策の取りまとめに当たり、政府対策本部等の事務連絡に基づき、盛り込むべき具体的な施策の名称、施策の概要、事業規模等の情報の登録(以下「施策登録」)を行っており、施策登録に基づいて、施策登録時の施策を更に細分化するなどして事業を実施している。

(2) 新型コロナウイルス感染症対策に関する各種施策に係る予算の概要

ア 元、2両年度予算の概要

元年度は、既定予算に加えて予備費を使用決定することで緊急対応策第1弾、緊急対応策第2弾及び緊急措置を実施するための予算が手当され、2年度は、当初予算の一部を手当するとともに、3次にわたる補正予算を編成したり予備費を使用決定したりすることで緊急経済対策、2年総合経済対策等を実施するための予算が手当されている。

イ 予備費の使用決定等

日本国憲法第87条第1項は、予見し難い予算の不足に充てるため、国会の議決に基づいて予備費を設け、内閣の責任で使用できるとしている。

各省各庁の長は、予備費の使用を必要と認めるときは、財政法第35条第2項の規定に基づき、理由、金額及び積算の基礎を明らかにした調書を作製して財務大臣に送付し、財務大臣は、同条第3項の規定に基づき、これを調査等して予備費使用書を作製し閣議決定を求めるなどとなっている。そして、予備費の使用決定がなされた後は、財政法第31条第1項及び第35条第4項の規定に基づき、予備費に計上されていた予算が使用の目的に応じて特定の予算科目に配賦され、同法第31条第3項の規定に基づき、予算の配賦があったことが本院に通知されている(閣議等で予備費の使用決定をして予算を配賦することとした金額を「予備費使用決定額」、予算科目において予備費の使用決定により配賦された予算額を「予備費使用額」)。また、予備費に計上されていた予算が特定の予算科目に配賦された後は、当該予算科目において当初予算等の既定の予算と一体として執行されている。

2 検査の着眼点等

本院は、新型コロナウイルス感染症対策に関する各種施策に係る予算執行状況はどのようにになっているか、また、予備費は新型コロナウイルス感染症対策のどのような経費のために使用決定されているか、これにより予算が配賦された予算科目における執行状況はどのようにになっているかなどに着眼して、施策登録を行うなどしていた16府省等(外局等を含む。)を対象にして検査し、14府省等の緊急対応策第1弾、緊急対応策第2弾、緊急措置及び緊急経済対策に係る全ての事業、2年総合経済対策のうち新型コロナウイルス感染症対策との関連性を考慮して抽出した事業並びに新規対策事業(これらを「コロナ関連事業」)、計854事業を分析の対象とした。

(注1) 2年総合経済対策のうち新型コロナウイルス感染症対策との関連性を考慮して抽出した事業 「新型コロナウイルス感染症の拡大防止策」に係る事業並びに「ポストコロナに向けた経済構造の転換・好循環の実現」のうち緊急対応策第1弾、緊急対応策第2弾、緊急措置及び緊急経済対策から継続している事業

3 検査の状況

(1) コロナ関連事業に係る予算の執行状況

各府省等が実施するコロナ関連事業については、新型コロナウイルス感染症対策に関連する予算執行を区分して管理(以下「区分管理」)している事業と、区分して管理することが困難な事業がある。そこで、各府省等のコロナ関連事業について、上記854事業のうち、区分管理している770事業について、歳出予算現額(歳出予算額(当初予算額、補正予算額及び予算移替額の合計)に、前年度繰越額、予備費使用額及び流用等増減額を加減したもの。以下「予算現額」)、支出済歳出額(以下「支出済額」)、翌年度繰越額(以下「繰越額」)及び不用額を確認するとともに、支出済額の予算現額に対する割合(以下「執行率」)、繰越額の予算現額に対する割合(以下「繰越率」)及び不用額の予算現額に対する割合(以下「不用率」)を算定するなどして、その執行状況について分析した。

ア 5対策等別の予算の執行状況

(ア) 緊急対応策第1弾により実施した事業に係る予算の執行状況

緊急対応策第1弾に基づく元年度のコロナ関連事業について、項目別にみると、「帰国者等への支援」で予算現額26億円、支出済額16億円(執行率62.9%)、「国内感染対策の強化」で同5億円、同30億円(同55.9%)、「水際対策の強化」で同34億円、同19億円(同56.9%)、「影響を受ける産業等への緊急対応」で同107億円、同103億円(同95.8%)及び「国際連携の強化等」で同21億円、同21億円(同100%)となっている。これらの純計をみると、予算現額245億円、支出済額191億円、繰越額5億円、不用額47億円となっており、執行率は78.2%、繰越率は2.2%、不用率は19.5%となっている。

また、元年度において執行されずに2年度に繰越しが行われているコロナ関連事業を項目別にみると、「国内感染対策の強化」の項目のみとなっており、その純計をみると、予算現額5億円、支出済額5億円、不用額4百万円が計上されており、執行率は99.1%、不用率は0.8%となっている。

(イ) 緊急対応策第2弾により実施した事業に係る予算の執行状況

緊急対応策第2弾に基づく元年度のコロナ関連事業について、項目別にみると、「感染拡大防止策と医療提供体制の整備」で予算現額371億円、支出済額89億円(執行率24.1%)、「学校の臨時休業に伴って生じる課題への対応」で同2199億円、同352億円(同16.0%)、「事業活動の縮小や雇用への対応」で同845億円、同790億円(同93.5%)及び「事態の変化に即応した緊急措置等」で同163億円、同158億円(同97.3%)となっている。これらの純計をみると、予算現額3476億円、支出済額1292億円、繰越額346億円、不用額1837億円となっており、執行率は37.1%、繰越率は9.9%、不用率は52.8%となっている。

元年度において執行されずに2年度に繰越しが行われるなどしているコロナ関連事業を項目別にみると、「感染拡大防止策と医療提供体制の整備」で予算現額121億円、支出済額84億円(執行率69.6%)、「学校の臨時休業に伴って生じる課題への対応」で同197億円、同195億円(同99.4%)、「事業活動の縮小や雇用への対応」で同25億円、同17億円(同67.0%)となっている。これらの純計をみると、予算現額344億円、支出済額298億円、不用額46億円となっており、執行率は86.5%、不用率は13.4%となっている。

(ウ) 緊急措置により実施した事業に係る予算の執行状況

緊急措置に基づく元年度のコロナ関連事業については、支出を伴わない税等の納付猶予を除くと、「個人向け緊急小口資金等の特例の拡大」の1項目のみとなっており、その予算の執行状況は、予算現額103億円、支出済額64億円、不用額39億円となっており、執行率は62.1%、不用率は37.8%となっている。

(エ) 緊急経済対策により実施した事業に係る予算の執行状況

緊急経済対策に基づく2年度のコロナ関連事業について、項目別にみると、「感染拡大防止策と医療提供体制の整備及び治療薬の開発」で予算現額14兆4815億円、支出済額7兆4424億円

(執行率51.3%)、「雇用の維持と事業の継続」で同39兆4705億円、同28兆8693億円(同73.1%)、「次の段階としての官民を挙げた経済活動の回復」で同2兆9688億円、同1兆1860億円(同39.9%)、「強靭な経済構造の構築」で同1兆4396億円、同1兆1860億円(同82.3%)となっている。これらの純計をみると、予算現額58兆3606億円、支出済額38兆6838億円、繰越額19兆0943億円、不用額5825億円となっており、執行率は66.2%、繰越率は32.7%、不用率は0.9%となっている。

(オ) 2年総合経済対策により実施した事業に係る予算の執行状況

2年総合経済対策に基づく2年度のコロナ関連事業について、項目別にみると、「新型コロナウイルス感染症の拡大防止策」で予算現額15兆0821億円、支出済額6兆8595億円(執行率45.4%)、「ポストコロナに向けた経済構造の転換・好循環の実現」で同19兆8328億円、同9兆4723億円(同47.7%)となっている。これらの純計をみると、予算現額3兆6920億円、支出済額1兆8538億円、繰越額1兆8185億円、不用額195億円となっており、執行率は50.2%、繰越率は49.2%、不用率は0.5%となっている。

(カ) 新規対策事業として実施した事業に係る予算の執行状況

新規対策事業についてみると、予算の執行状況は、2年度第2次補正に係る予算現額2兆2536億円、支出済額1兆5192億円(執行率67.4%)、予備費に係る予算現額1兆0590億円、支出済額5704億円(同53.8%)となっている。これらの計をみると、予算現額2兆9814億円、支出済額1兆8373億円、繰越額8668億円、不用額2772億円となっており、執行率は61.6%、繰越率は29.0%、不用率は9.2%となっている。

イ コロナ関連事業の開始後の元年度から2年度末までの間を通算した類型別の予算の執行状況

5対策等の事業についてみると、大きくは「新型コロナウイルス感染症防止策」に関連する項目、「経済・雇用対策」に関連する項目等に整理できると考えられる。そこで、5対策における施策の項目を類型別に区分し、コロナ関連事業の目的別に経費項目を設定した上で、コロナ関連事業が開始された元年度から2年度末までの全体的な執行状況の把握を試みた。

その結果は、元年度から2年度末までの間に各府省等が実施したコロナ関連事業において、前記770事業の予算^(注2)総額は計65兆4165億円となっている。また、元、2両年度の支出済額は計42兆5602億円、執行率は65.0%、2年度から3年度への繰越額は計21兆7796億円、元、2両年度の不用額は計1兆0763億円となっている。これを経費項目別にみると、「新型コロナウイルス感染症防止策」に係る301事業については、予算総額9兆6500億円、支出済額6兆2826億円、執行率65.1%、繰越額3兆0084億円、不用額3587億円、また、「経済・雇用対策」に係る296事業については、予算総額46兆1529億円、支出済額32兆5768億円、執行率70.5%、繰越額13兆0361億円、不用額5399億円等となっている。

(注2) 「予算総額」は、緊急対応策第1弾(元年度)、緊急対応策第2弾(元年度)、緊急措置(元年度)、緊急経済対策(2年度)、2年総合経済対策(2年度)及び新規対策事業(2年度)における予算現額を、経費項目ごとに、重複を控除して合計したものである。

(2) コロナ関連事業に係る予備費の使用決定の状況等

ア コロナ関連事業に係る予備費の使用決定の状況

(ア) 元年度における使用決定の状況

予備費使用決定額の状況を本院において各対策の項目別に分類してみたところ、緊急対応策第1弾で計103億円、最も多額なものは「国内感染症対策の強化」で39億円、緊急対応策第2弾で計2714億円、最も多額なものは「学校の臨時休業に伴って生じる課題への対応」で1409億円、緊急措置で103億円となっている。

(イ) 2年度における使用決定の状況

予備費使用決定額の状況を本院において経費の性質等の別に分類してみたところ、一般会計予備費(コロナ対策予備費を除く。)では「感染拡大防止」で838億円、特別会計予備費(労働

保険特別会計)では「家計支援・消費喚起」で550億円となっている。また、コロナ対策予備費の予備費使用決定額は計9兆1420億円(使用決定日ごとの予備費使用決定額が最も多額なのは3年3月23日の2兆1691億円)となっており、経費の性質等の別に分類してみたところ、「家計支援・消費喚起」で計1兆9795億円(予備費使用決定額計9兆1420億円に占める割合は21.6%)、「感染拡大防止」で計2兆4733億円(同27.0%)、「事業者支援・投資促進」で計1兆3055億円(同14.2%)及び「その他地方公共団体等を通じた支援」で計3兆3836億円(同37.0%)となっており、2年度上半期では「感染拡大防止」や「事業者支援・投資促進」の割合が、2年度下半期では「その他地方公共団体等を通じた支援」の割合がそれぞれ高くなっている。

イ コロナ関連事業に係る予備費の使用決定により予算が配賦された予算科目ごとの執行状況

(ア) 予算科目ごとの予算現額全体に対する執行状況

新型コロナウイルス感染症対策のために予備費の使用決定がなされ、これにより予算が配賦された予算科目の予算現額全体に対する執行状況についてみたところ、予備費使用額以上の繰越額を計上していた予算科目数が、元年度では9目、2年度では19目となっている。また、予備費使用額以上の不用額を計上していた予算科目数が、元年度では17目、2年度では3目となっている。

(イ) 本院の試算による予算科目ごとの予備費使用額に係る不用額の状況

本院において、予備費の使用決定により予算が配賦された予算科目のうち、予備費使用額が予算現額の過半を占めるものを対象として、当該予算科目の不用額の状況を基に、予備費使用額に係る不用額の状況の把握を試みた。新型コロナウイルス感染症対策のために予備費の使用決定がなされ、これにより予算が配賦された予算科目のうち、予備費使用額が予算現額の過半を占める予算科目数は、元年度では16目で、このうち不用額が生じているものは10目、2年度では10目で、このうち不用額が生じているものは5目となっている。そして、これらの不用額が生じている予算科目について、予備費の使用決定により追加された予算を特定してその執行状況を具体的に確認することは基本的にできないことを踏まえて、仮に、予算が予備費使用額から優先して執行されたとして、予算現額のうち予備費使用額から支出済額と繰越額を控除することにより予備費使用額に係る不用額に相当する額(以下「予備費使用額に係る不用額相当額」)を本院において保守的に試算したところ、元年度において、予備費使用額に係る不用額相当額が生じている予算科目数は7目で、その額は611億円となっている。

なお、2年度ではこのような該当はない。

4 本院の所見

本院が検査したところ、2年度第1次補正から2年度第3次補正において予算が計上されたコロナ関連事業について、多額の繰越額や不用額を計上していたり、また、新型コロナウイルス感染症対策のために予備費の使用決定がなされ、これにより予算が配賦された予算科目において、予備費使用額以上の繰越額や不用額を計上していたり、予算が予備費使用額から優先して執行されたと仮定した本院による保守的な試算において予備費使用額に係る不用額相当額が生じたりしている状況等が見受けられた。

各府省等においては、国民の理解と協力を得ながら新型コロナウイルス感染症対策を進めていくために、これらの状況等について、国民に対して十分な情報提供を行うことが望まれる。

また、各府省等においては、3年度以降においても引き続き新型コロナウイルス感染症対策に関連する事業は継続していることから、多額の繰越額や不用額を計上したコロナ関連事業について、その原因を分析するなどして、適時適切な実施に努めるとともに、上記の情報提供も含め、コロナ関連事業として実施した各事業に係る予算の執行状況等を国民に対して広く情報提供することが望まれる。

本院としては、新型コロナウイルス感染症対策に関連する各種施策に係る予算の執行状況等について引き続き検査していくこととする。